

第 15 回教育委員会

令和 4 年 8 月 30 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第25号

教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にか
かかる対応状況について

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応等について

受付 番号	9つの 方向	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1	1	<p>不登校で登校しない児童への家庭訪問や、集団が苦手や担任が苦手な児童の別室対応（リソースルーム）、保護者や本人の相談、ヤングケアラーやその予備軍への対応や予防、特別支援学級在籍ではないが個別の配慮が必要な児童への対応等、あらゆる対応への人的資源が不足している。担任や管理職だけが個別対応するだけでは対応しきれないことがある。</p>	<p>スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの全小中学校常駐。 教育相談を専門に行い、各小中学校を巡回し、不登校やいじめ等対応に苦慮するケースへの対応も行うコーディネーターの新設。 こどもサポートネットが機能していない区は廃止。 教育支援センターから全小中学校への不登校支援の巡回訪問。 不登校特例校の門戸を広げて、多種多様な児童や生徒を受け入れて、社会的に自立することを目指す学校にする。 区役所子育て支援室、こども相談センターと学校との定期的な会議の実施</p>	<p>指導部教育活動支援担当（生活指導グループ）</p>	<p>本市においては、人材確保及び予算の課題等により、スクールソーシャルワーカーの全小中学校常駐について、現時点では検討に至っておりません。 一方で、スクールソーシャルワーカーの配置については、国が全中学校区に週3時間配置するよう求める中、ご提案と同様に、文部科学省の委託調査における研究報告においてもスクールソーシャルワーカーの常勤化が必要という意見があります。 また、本市においては、できるだけ学校がスクールソーシャルワーカーを効果的に活用できるよう区内の学校数に応じて全区役所に1～2名のスクールソーシャルワーカーを常駐させており、全中学校区に国の基準を上回る週5.86時間配置しているところです。さらに、スクールソーシャルワーカーが全小中学校におけるスクリーニング会議や小中学校が要請した会議等に参加し、教職員及び関係機関と緊密に連携する等、児童生徒への個別に応じた適切な支援を図っているところです。 今後も、スクールソーシャルワーカーの適切な配置と効果的な活用に努めてまいります。</p>	<p>児童生徒の課題解決に向けたスクールソーシャルワーカーの活用状況等の効果検証を実施し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの増員や配置のあり方について検討してまいります。あわせて、スクールソーシャルワーカー連絡会・研修会にて効果的な活用事例を共有する等、学校支援の更なる充実に努めてまいります。</p>

受付番号	9つの方向	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1	1	<p>不登校で登校しない児童への家庭訪問や、集団が苦手や担任が苦手な児童の別室対応（リソースルーム）、保護者や本人の相談、ヤングケアラーやその予備軍への対応や予防、特別支援学級在籍ではないが個別の配慮が必要な児童への対応等、あらゆる対応への人的資源が不足している。担任や管理職だけが個別対応するだけでは対応しきれないことがある。</p>	<p>スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの全小中学校常駐。 教育相談を専門に行い、各小中学校を巡回し、不登校やいじめ等対応に苦慮するケースへの対応も行うコーディネートの新設。 こどもサポートネットが機能していない区は廃止。 教育支援センターから全小中学校への不登校支援の巡回訪問。 不登校特例校の門戸を広げて、多種多様な児童や生徒を受け入れて、社会的に自立することを目指す学校にする。 区役所子育て支援室、こども相談センターと学校との定期的な会議の実施</p>	<p>指導部教育活動支援担当（生活指導グループ）</p>	<p>教育支援センター配置スタッフによる巡回訪問については、開設初年度に全中学校を訪問し、管理職に教育支援センターの概要を周知いたしました。 令和3年度以降は、教育支援センター配置スタッフによる全小中学校の訪問は行っておりませんが、各小中学校と教育支援センターとの積極的な連携が進み、より効果的な活用につながるよう、各教育ブロック担当指導主事が各小中学校を訪問した際に、管理職に改めて周知しております。 また、教育支援センター配置スタッフは、不登校に関連する相談等があった際には、原則、訪問し、不登校児童生徒の状況把握及び生徒の支援にあたっての助言に努めております。 さらに、今年度は教育支援センター花園にて研修を開催した際に、あわせて施設見学会を実施いたしました。</p> <p>不登校特例校については、大阪市内に在住し、不登校または不登校傾向にあり、本校への登校意欲がある生徒を対象と考えております。ご提案いただきましたとおり、多様な生徒の社会的自立、自己実現を支援する教育活動を実施できる教育課程を編成することが重要であると認識しております。</p>	<p>教育支援センター配置スタッフによる巡回訪問については、引き続き、各教育支援センターの運営状況に応じて進めるとともに、校長会・教頭会等を活用し、周知を図ってまいります。あわせて、巡回訪問にICTを活用する等、訪問方法の工夫についても検討してまいります。</p> <p>不登校特例校の入学要件及び教育課程の詳細についても、適正に検討し、令和5年度中にその内容について公表いたします。 今後も引き続き、本市の不登校に係る調査研究及び状況分析を進め、不登校児童生徒への支援充実により一層努めてまいります。</p>

受付 番号	9つの 方向	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1	1	<p>不登校で登校しない児童への家庭訪問や、集団が苦手や担任が苦手な児童の別室対応（リソースルーム）、保護者や本人の相談、ヤングケアラーやその予備軍への対応や予防、特別支援学級在籍ではないが個別の配慮が必要な児童への対応等、あらゆる対応への人的資源が不足している。担任や管理職だけが個別対応するだけでは対応しきれないことがある。</p>	<p>スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの全小中学校常駐。 教育相談を専門に行い、各小中学校を巡回し、不登校やいじめ等対応に苦慮するケースへの対応も行うコーディネートの新設。 こどもサポートネットが機能していない区は廃止。 教育支援センターから全小中学校への不登校支援の巡回訪問。 不登校特例校の門戸を広げて、多種多様な児童や生徒を受け入れて、社会的に自立することを目指す学校にする。 区役所子育て支援室、こども相談センターと学校との定期的な会議の実施</p>	<p>指導部教育活動支援担当（生活指導グループ）</p> <p>こども青少年局企画部企画課こどもの貧困対策推進グループ</p>	<p>こどもサポートネットでは、小中学校においては、教職員の気づきによるスクリーニングを実施し、区役所と密に連携しながら、スクリーニング会議を充実させ、課題を抱えた児童生徒等を適切な支援につなぐことをめざしております。本事業の実施における課題については、月1回開催しているスクールソーシャルワーカーの研修や連絡会において、現状や実態について把握し、その内容を踏まえ、担当する部署と連携しながら、より適切な支援につなげられるよう努めてまいります。</p>	<p>こどもサポートネットについては、スクールソーシャルワーカーの研修や連絡会での内容を踏まえ、担当する局や区役所とも連携しながら、取組が進まない課題を明らかにし、課題解決に向けた取組を進めてまいります。</p>

受付 番号	9つの 方向	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1	1	不登校で登校しない児童への家庭訪問や、集団が苦手や担任が苦手な児童の別室対応（リソースルーム）、保護者や本人の相談、ヤングケアラーやその予備軍への対応や予防、特別支援学級在籍ではないが個別の配慮が必要な児童への対応等、あらゆる対応への人的資源が不足している。担任や管理職だけが個別対応するだけでは対応しきれないことがある。	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの全小中学校常駐。 教育相談を専門に行い、各小中学校を巡回し、不登校やいじめ等対応に苦慮するケースへの対応も行うコーディネーターの新設。 こどもサポートネットが機能していない区は廃止。 教育支援センターから全小中学校への不登校支援の巡回訪問。 不登校特例校の門戸を広げて、多種多様な児童や生徒を受け入れて、社会的に自立することを目指す学校にする。 区役所子育て支援室、こども相談センターと学校との定期的な会議の実施	こども青少年局中央こども相談センター教育相談グループ	スクールカウンセラーの配置については、令和4年度から大阪市立の全ての小中学校に対してスクールカウンセラーを配置し、概ね月1回以上支援体制を構築しています。 （※）	スクールカウンセラーにつきましては、平成24年度に全中学校へ配置、全小学校の34%に派遣していました。年々スクールカウンセラーの増員を図るなか、令和3年度は、全小学校の77%へ派遣いたしました。令和4年度は、全小中学校へ配置となりましたが、今後も学校におけるカウンセリング機能の一層の充実をめざし、スクールカウンセラーの増員についても進めていくよう努めてまいります。（※）
				こども青少年局中央こども相談センター教育相談グループ	教育相談では、不登校やいじめなど教育に関する相談、特別支援教育に関する相談をお受けしています。学校とも連携し、教育にかかる課題に対して教育的・心理的・福祉的支援など総合的にアセスメントを行い、こどもの置かれている状況や態様に応じた支援を行っています。来所による相談は、日常の場とは異なる児童生徒の姿を確認する場となり、支援の方向性を定めるために有効な手法と考えます。 また、個別ケースとして、必要な場合においては会議に教育相談担当者も参加し、区役所、学校と協働で支援を充実させています。（※）	教育相談の体制については、こどもや保護者等が利用しやすい相談体制の整備に努めるとともに、引き続き、各学校との連携を深め、問題の未然防止や早期発見、早期解決につなげてまいります。（※）

（※）教職員からの意見・提案中「スクールカウンセラー」及び「教育相談」につきましては、教育委員会の所管事業ではありませんが、担当課に確認しました見解と具体的な対応策等を掲載しています。教育委員会といたしましても、学校現場の意見を踏まえ、こども青少年局と連携しながらよりよい形で取組が進むよう努めてまいります。

受付番号	9つの方向	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
2	6	<p>スクールライフノートの「心の天気」の運用は次第に定着してきているが、「ナビマ」「スカイメニュークラウド」の運用実績には、各校でバラツキがあると捉えている。両ソフトには「提出物の管理や返却」等共通する機能も多く、場面によって使い分けることが難しい。デジタルドリルの魅力を考えるとナビマへの運用を重視してしまうため、その場合はスカイメニュークラウドを活用する機会が薄れてしまうと考え。</p>	<p>1人1台端末に関しては、ソフトウェアの活用から保管・管理に至るまでほとんどの業務を学校ごとに行っている。年度移行による作業量は肉体的・時間的に膨大であり、それによって授業への準備・年間指導計画等、学級経営面での時間確保が十分に図れないという実態があるのではないかと懸念している。そのしわ寄せは最終的には児童にも向かってくるため、ソフトウェアの活用に関する具体的な場面の提示や方法、端末の管理に際しての人員派遣等、教職員が授業に関する業務に集中できるような手立てが必要である。人員派遣の際には、当該スタッフに学校から依頼できる業務内容の制限を可能な限り取り払うことも必要である。</p>	<p>教育政策課 （ICT推進G） 教育センター 教育振興担当</p>	<p>R4年度においては、1人1台端末環境において日常的にアプリケーション等を活用するなどICTを効果的に活用した学習指導の充実を図るため、ICT教育アシスタントを増員し1週間に1回程度の頻度で学校に訪問し技術的な支援を行っています。</p> <p>また、年度移行作業の技術的な支援を実施できるよう、希望する学校においてICT教育アシスタントを早期配置したところです。</p> <p>引き続き必要な支援を進めていくとともに、各課題を踏まえ、今後の適切な支援体制について検討してまいります。</p>	<p>引き続き、各校に支援を行うとともに、適切な支援体制について検討してまいります。</p>

受付番号	9つの方向	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
3	7	<p>2005年度以降の規制緩和により、多様な人材の採用に関して、一定の成果が表れていると考える。しかし、質的な観点での人材確保にあたっては、課題も多いように感じる。きめ細かく児童の指導・対応にあたることのできる教員が求められるが、児童への対応と業務に追われ、年度途中で体調を崩すことによる欠員発生の事象が常態化していると感じられる。職業選択の際に教員を敬遠する世論の動向を転換し、魅力ある教員像の構築および学校づくりが求められている。</p>	<p>特別免許状の適用条件の緩和などの応急処置は、中長期的な問題の解決には至らないと考える。将来を見据えた人材の確保にあたっては、採用前からの人材育成と採用後数年での悉皆研修の充実が有効であると考えられる。例えば本校では、教育実習期間後、資質・能力に将来性のある学生を支援サポーターとして登録している。学校と行政のパイプをさらに太くし、それらの人材を学校側が報告し、行政管理ができるよりよいシステムを構築できれば、採用前から大阪市の人材確保に寄与できると考える。</p> <p>また、大学連携(新教育センター)についての周知が不十分である印象を受ける。指導主事および専門研究者以外にも、現場で実践的指導力を発揮している教職員の知識や技能を採用後の教職員に伝達する機会が必要である。そのために新教育センターの位置づけ・方向性や将来性を宣伝し、教育機関すべてで連携を強化できるような研究施設としていくことを切望する。</p>	教育センター教育振興担当教育政策課(企画G)	<p>採用前からの人材育成について、本市小中学校の教員をめざす大学生等を対象とした教師養成講座を実施しています。採用後は、「教員としての資質の向上に関する指標」に基づいたキャリアステージに対応した研修を実施しています。初任教員期において基礎的・基本的な事項や実践的な指導技術力を習得するための新任教員研修、若手教員期において基礎的な指導力をもとに更なる専門的な知識・技能を習得し、経験の浅い教員に助言や支援を行うことをめざす3・4・5年次教員研修、中堅教員期において教科・領域等の高度で専門的な知識・技能を習得し、学校のマネジメントに参画し、学年や校務分掌等のグループのリーダーを務めることをめざす中堅教員研修をそれぞれ実施しています。</p> <p>提案いただきました、教育実習後にサポーターとして登録をお願いする手法は好事例と捉え、今年度から行っている教育実習事前研修会の中で、サポーターの紹介を行い、登録の勧奨を行いました。</p> <p>新教育センターについては、令和6年度の開設に向け、令和3年3月に基本構想を本市HPに公表するとともに、令和3年12月の大阪市教育フォーラムでPR動画を配信したところです。新教育センターは、「シンクタンク機能」「人材育成機能」「連携・協働・チャレンジ機能」という3つの機能が相互作用し、様々な専門研究分野をもつ大学教員の指導による教員のスキルアップや学校現場との協働による実践研究等を行い、教員の資質の向上はもとより、本市の教育力の底上げを図っていきます。</p>	<p>養成・採用・研修を一体として捉え、大学と連携・協働した研修プログラムの企画・開発と教員のキャリアステージに応じた研修の充実を行い、教職生活全体を通じて、自ら実践的指導力等を高めるとともに、知識・技能の絶えざる刷新を行える、探求力を持った学び続ける教員を育成していきます。</p> <p>今後、大阪市のホームページに新教育センターの建設に向けた情報を発信するとともに、教員にとって初心を取り戻すことができたり、最先端の知識を得たりすることができる場として新教育センターが広く開かれた施設として活用されるよう広報誌や教育フォーラムなど機会を捉え教員に周知していきます。</p> <p>また、これから大阪市の教員を志望する学生にも周知できるようにするために、教育実習事前研修会で新教育センターの紹介を行い、大阪市の教育の魅力を伝え、志願者増につなげていきます。</p>

受付番号	9つの方向	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4	7	<p>・「働き方改革」の中でも教職員の過重な労働は全く変わっていない。特に、コロナ禍の中で、教職員の負担は尋常ではない状態が続いている。加えて、小学校では、道徳や外国語活動の教科化、すくすくウォッチなどのテストの増加、オンライン授業の準備により、教職員の勤務時間外労働は増加している。大阪市の教職員の病気休職（精神疾患を含む）の割合が他の自治体と比べても高い状態が続いている。</p> <p>・ほとんどの小学校で教職員の休憩時間が授業中に設定されており、事実上、休憩時間を取れない。</p> <p>・朝の登校指導を勤務時間前に行うことが常態化している。</p>	<p>・全国に先駆けて1年生から6年生までの35人学級の実現をしてほしい。子どもたちの感染予防対策にもなるし、教職員の負担も軽減できる。勤務時間外労働を縮小するだけでなく、打刻した出退勤記録には表れない労働を削減してほしい。例えば、休憩時間に授業や会議、行事を入れず、休憩をとれる環境の整備。朝の登校指導を勤務時間内に行うことの徹底。</p>	<p>学事課（学事グループ）</p> <p>教職員給与・厚生担当（制度グループ）</p>	<p>小学校における学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、学級編制の小学校の標準を35人とし、少人数学級の計画的な整備のための経過措置として、学年進行により令和7年度までに段階的に引下げることとされています。</p> <p>これにより、本市では、令和4年度について、小学1年生から3年生までを1学級35人として学級編制を行っています。</p> <p>学校園の働き方改革については、教育委員会においても喫緊な課題であると認識しており、令和元年12月に「学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の負担軽減の取組を進めてきているところです。</p> <p>また、勤務条件制度については「勤務条件制度の手引き」に取扱いを明記し、管理職に対し、適切な運用を行うよう周知しているところです。</p> <p>長時間勤務の解消を図っていくためには、勤務時間の適正な把握を行う必要があることから、出退勤記録には表れない労働については、行うべきものではないと認識しております。このため、勤務時間外に業務を行う場合においても、必ず教職員勤務情報システムに入力するように周知しております。</p>	<p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望を行っています。</p> <p>教員の時間外勤務の縮減に努めるため、令和5年度に「学校園における働き方改革推進プラン」の改訂を進めているところです。今後とも、休憩時間の適正な取得や、勤務時間の運用について、周知に努めてまいります。また、各学校園において適切な運用が行われていない場合があります。状況を確認のうえ、適切な対応を図ってまいります。</p>

受付 番号	9つの 方向	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4	7	<p>・「働き方改革」の中でも教職員の過重な労働は全く変わっていない。特に、コロナ禍の中で、教職員の負担は尋常ではない状態が続いている。加えて、小学校では、道徳や外国語活動の教科化、すくすくウォッチなどのテストの増加、オンライン授業の準備により、教職員の勤務時間外労働は増加している。大阪市の教職員の病気休職（精神疾患を含む）の割合が他の自治体と比べても高い状態が続いている。</p> <p>・ほとんどの小学校で教職員の休憩時間が授業中に設定されており、事実上、休憩時間を取れない。</p> <p>・朝の登校指導を勤務時間前に行うことが常態化している。</p>	<p>・全国に先駆けて1年生から6年生までの35人学級の実現をしてほしい。子どもたちの感染予防対策にもなるし、教職員の負担も軽減できる。勤務時間外労働を縮小するだけでなく、打刻した出退勤記録には表れない労働を削減してほしい。例えば、休憩時間に授業や会議、行事を入れず、休憩をとれる環境の整備。朝の登校指導を勤務時間内に行うことの徹底。</p>	教職員給与・厚生担当（制度グループ）	<p>休憩時間については、条例において勤務時間に応じて必ず取得させるよう規定しており、変更の必要があるときは所定の手続きにより、別の時間に休憩時間を必ず取得することとしております。</p> <p>また、引き続き教職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、令和4年8月9日付で各校園長に対し、教職員の勤務状況の適正管理について、通知しております。</p>	

参考 大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための9つの基本的な方向

- 1 安全・安心な教育環境の実現
- 2 豊かな心の育成
- 3 幼児教育の推進と質の向上
- 4 誰一人取り残さない学力の向上
- 5 健やかな体の育成
- 6 教育DXの推進
- 7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- 8 生涯学習の支援
- 9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

教委校 84 号
令和 4 年 8 月 9 日

各校園長 様

教 育 長
〔 教職員給与・厚生担当 〕

教職員の勤務状況の適正管理について（通知）

校園長におかれましては、日頃から教職員の働き方改革の取組みにご尽力いただきありがとうございます。

先般、大阪地方裁判所において、大阪府立高校の教諭が適応障害を発症したの
は、学校における長時間労働が原因であり、校長の安全配慮義務違反があったと
指摘され、設置者たる大阪府が約 230 万円の損害賠償を命じられるという判決
が出されました。

この判決で校長は、

- ・ 長時間労働が生命や健康を害するような状態であることを認識、予見すべきであった。
- ・ その労働時間を適正に把握した上で、事務の配分等を適正にするなどして勤務により健康を害することのないよう配慮すべき注意義務を負っていた。
- ・ にもかかわらず、漫然と身体を気遣い休むようになどの声掛けなどをするのみで、抜本的な業務負担軽減策を講じなかった。
- ・ その結果、適応障害の発症に至った。

と判断され、注意義務（安全配慮義務）違反が認められるとされています。

校園長におかれましては、これまでも、子どもたちを健全育成する教育環境の維持を図りつつ、教職員の長時間勤務の解消に向けた取組みなどを進めていただいているところではあります。が、「効果的な方法をアドバイスしてもやり方を変えようとしない」、「何度注意しても耳をかさない」、といった状況や「児童生徒のために労を惜しまず働いている」との声に対しまして、場合によっては、各校園の文化や風土に沿って作りあげられたこれまでのやり方を思い切って変えていただく必要もあると考えます。

現在、教育委員会事務局では、「学校園における働き方改革推進プラン」の改訂作業を進めているところではあります。が、校園長におかれましては引き続き教職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、改めて以下の点にご留意のうえ校務運営していただきますようお願いいたします。

- ・ 教育職員の所定の勤務時間以外の在校等時間については、「大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」において、教育職員以外の職員の時間外労働時間の上限については、各学校園で締結した「時間外労働及び休日労働並びに休憩時間一斉付与に関する協定書」において、上限は、原則として月 45 時間、年 360 時間であることを再度教職員に周知すること。
- ・ 所属する教職員の所定の勤務時間以外の在校等時間や時間外労働時間について、教職員健康管理システム等により適正に把握すること。
- ・ 教職員の心身の状況を適正に把握するとともに、強度の負荷となっている教職員については、業務配分や執行方法、必要性について見直しを検討すること。
- ・ とりわけ、所定の勤務時間以外の在校等時間等が 1 か月当たり 80 時間を超える教職員に対しては、産業医面談を実施し助言や指導を仰ぐなど、より一層配慮すること。

問合せ先

【本通知に関する問い合わせ】

教職員給与・厚生担当（制度）電話 06-6208-9131 西村・三嶋